



印西市役所からのお知らせ

【問い合わせ先】

〒270-1396 印西市大森 2364-2
印西市役所 課税課 市民税係
Tel. 0476 (33) 4443

回覧

令和6年度市民税・県民税申告相談会場の開設

◎日程及び会場等※市民税・県民税申告書や簡易な所得税等確定申告書の作成をPCにてご自身で行う会場です。

期間	会場	所在地	受付時間
2月16日(金)～2月21日(水) ※土曜、日曜日を除きます。	イオンモール千葉ニュータウン モール棟3階 イオンホール	印西市 中央北3-2	10:00～12:00 13:00～15:00
2月22日(木)	ふれあいセンターいんば 3階 会議室	印西市 美瀬1-25	9:00～13:00
2月26日(月)～3月15日(金) ※土曜、日曜日を除きます。	印西市役所2階 附属棟	印西市 大森2364-2	

申告相談会場についてのお知らせ

◎例年、本埜地区で実施していた申告相談会は、施設の改修工事に伴い、**実施いたしません**のでご注意ください。

申告相談会場への入場には「入場整理券」が必要です

◎会場内の混雑緩和のため市民税・県民税申告相談会場への入場には、入場できる時間枠が指定された**「入場整理券」**が必要です（作成済申告書の提出のみの場合は不要です）。配付場所などは、1月の回覧に詳細を掲載いたします。

◎入場整理券は各会場で当日配付しますが、**印西市の公式LINEアカウントからオンライン事前発行**も可能です（2月6日（火）から運用開始）。**LINEによる事前発行**の方法については、2月にホームページに詳細を掲載いたします。

◎**入場整理券の配付状況により、後日の来場を**
お願いする場合があります。

※印西市の公式LINEアカウントからは、税務署主催の相談会の申込はできません。ご注意ください。

※オンラインで事前発行

LINE アプリで印西市の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

（裏面もご覧ください。）

完成した所得税等確定申告書の提出について

◎令和6年2月8日(木)から令和6年3月15日(金)の間(土曜、日曜日及び祝日を除く)に限り、本庁課税課・印旛支所・本埜支所にて收受をいたします。**※各出張所では收受できません。**

◎令和6年2月7日(水)以前に提出したい場合は、**成田税務署へ郵送等**で提出してください。

成田税務署所在地 〒286-8501 成田市加良部1丁目15番地

持参するもの

(1) 給与・年金 源泉徴収票(原本)や生命保険料等の控除証明書(原本)など**申告に必要な書類**

※医療費控除を受ける方は『医療費控除の明細書』を作成の上、お越しください。(領収書の添付・提示は不要)

※医療費控除の明細書は、印西市ホームページ又は国税庁ホームページからダウンロードしてご使用ください(必要事項が書いてあれば、任意様式でも可能です)。

(2) マイナンバーに係る本人確認書類の写し(①マイナンバーカード又は②通知カード及び免許証等)



お忘れものにご注意ください

その他注意事項

◎市役所課税課・各支所・各出張所の窓口では、申告書の作成・相談は行っておりませんので、申告期間中は各相談会場をご利用ください。なお、市役所課税課(市役所が会場ではない期間)・各支所市民サービス課の窓口では、作成済申告書の提出のみ受け付けています。

◎各相談会場には税務署の職員はおりません。市役所の職員が市民税・県民税申告書及び簡易な所得税等確定申告書の作成について助言を行っています。そのため、**次の①～⑥の申告相談をされる方は、成田税務署が開設する申告書作成会場(イオンモール成田2階 イオンホール)で申告相談してください。※市役所では申告相談及び作成できません。**

①青色申告

②住宅借入金等特別控除が1年目の申告、連帯債務のある申告、増改築、特定増改築(バリアフリー改修工事・省エネ改修工事・三世代同居改修工事)住宅特定改修特別税額控除を受けた場合などに関する申告

③分離課税所得(譲渡・配当・先物取引)、山林所得・退職所得のある申告

④事業所得(営業等・農業)、不動産所得の収支内訳書の作成

⑤雑損控除、外国税額控除を含む申告、政党等、認定NPO、公益社団法人等への寄附金で税額控除を選択する場合

⑥損失を繰り越す申告、準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)、過年分の申告、消費税、贈与税の申告

※その他、内容等により市役所では申告相談及び作成できない場合があります。

成田税務署からのお知らせ

回覧

【問合せ先】 〒286-8501 成田市加良部 1-15 Tel. 0476 (28) 5151 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

確定申告は
スマホからがおすすめです！



【国税庁ホームページ】

税理士による無料申告相談 ～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月25日(木)・26日(金)	四街道市役所	四街道市鹿渡無番地	午前10時から 午後4時まで ※ 「入場整理券」の配付 状況に応じて、受付を早 め(午前中)に締め切る 場合があります。
1月29日(月)	佐倉市中央公民館	佐倉市鎌木町198-3	
1月30日(火)	富里市すこやかセンター	富里市七栄652-1	
1月31日(水)	白井公民館	佐倉市王子台1-16	
2月1日(木)・2日(金)	志津コミュニティセンター	佐倉市井野794-1	
2月5日(月)	八街市総合保健福祉センター	八街市八街ほ35-29	
2月6日(火)・7日(水)	白井市役所	白井市復1123	
2月8日(木)・9日(金)	印西市役所	印西市大森2364-2	

○ 小規模納税者(※)の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除きます。)を作成して提出できます。

※ 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

- 申告書等の提出のみの場合は、成田税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具、スマートフォン及びマイナンバーカード等(詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。)をご持参ください。
- 医療費控除を申告される方は「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。詳細につきましては、裏面の「オンラインで事前発行」欄をご確認ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	イオンモール成田 2階イオンホール	成田市 ウイング土屋 24	【受付】 午前9時から午後4時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

交通アクセス等

○ 電車・バスをご利用の方

JR成田駅または京成成田駅下車
京成成田駅中央口(西口)6番乗り場から
千葉交通バス「イオンモール成田」行き乗車

【ご注意ください!】

午前9時から午前10時までの間、申告書作成会場へは、立体駐車場3階から連絡通路を渡り、モール2階C入口からご入場ください(屋上駐車場や他の入口は利用できません)。
受付開始時は、2階C入口からご入場された方から順番に受付いたします。

お持ちいただくもの

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② マイナンバーカード(※)
- ③ ご自身のスマートフォン(お持ちの方)

- ※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
 - ・ 運転免許証等の身元確認書類
 - ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

入場整理券

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 入場整理券は、当日、会場で配付(※)するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。
是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
※ 入場整理券には限りがありますので、配付を早く終了する場合があります。
※ 午前8時30分から午前9時までの間は、立体駐車場3階にて配付します。

オンラインで事前発行

友だち追加は
こちらから!



LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

事前に準備いただきたいこと

- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。
- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Taxでデータ送信

マイナポータル連携の概要は
こちらから!



マイナポータル連携の事前準備は
こちらから!



(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、成田税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 上記会場開設期間中は、成田税務署に申告書作成会場はありません。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。



確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド
(税額の計算方法)

